

令和2年5月7日

市立学校園の保護者のみなさまへ

池田市教育委員会

「緊急事態宣言」の延長に伴う学校園の臨時休業延長について

保護者のみなさまには、この間の新型コロナウイルス感染拡大防止に係る学校園の臨時休業中の対応にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、5月4日発表の国の「緊急事態宣言」の延長に伴い、大阪府においても5月7日に大阪府教育委員会教育長より、5月31日（日）までの臨時休業延長の要請がありました。

つきましては、池田市においても同様に臨時休業期間を延長いたします。

ただし、この度の要請においては、登校園日の設定が可能となっておりますので、下記の通り、お知らせいたします。

記

1、臨時休業期間について

5月11日（月）～31日（日）

2、登校園日の設定について

週に1～2回程度の登校園日を設定いたします。密集となることを避け、教室内の人数を減らした分散登校の形で実施いたします。実施の詳細につきましては、各学校園からのメールまたはホームページ等にてお知らせいたします。

3、お子様の健康観察について

引き続き毎日の検温をもとにして、お子様の健康状態の把握をお願いいたします。また、登校に際しては、マスクの着用をお願いいたします。

登校日において感染予防のため、登校を控えられても欠席扱いとはなりませんので、学校にその旨、ご連絡をお願いいたします。

引き続き、保護者の皆様を含め、子どもたちへの感染も危惧されますが、各学校園でも3密（密閉・密集・密接）を避け、感染拡大防止の対策に努めますので、保護者のみなさまにもご理解とご協力を賜りますことをお願い申し上げます。

お問い合わせ 072-754-6293（学校教育推進課）